



国住指第3008号-5
平成24年11月6日

社団法人日本病院会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について

去る10月31日、石川県金沢市内のホテルにおいてエレベーターの戸開走行による死亡事故が発生したことは、誠に遺憾である。

国土交通省においては、平成18年6月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令第129条の10第3項第1号に規定する安全装置（以下「戸開走行保護装置」という。）の設置を義務付けているところである。

既設エレベーターについても、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置の積極的な設置を促進することが急務であることから、国土交通省においては、平成23年8月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書」における提言を踏まえ、既設エレベーターの安全性確保に向けた措置を講じてきたところである。

現在、今回の事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故の発生を防止するため、当面の間、貴団体におかれては、下記により、既設エレベーターの一層の安全性の確保についてご協力をお願いする。なお、更なる戸開走行保護装置の設置促進策については、今後検討の上通知する予定であることを申し添える。

記

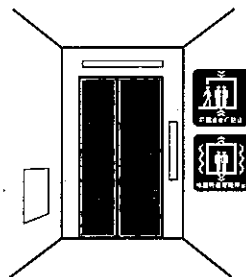
1. 貴団体会員である既設エレベーターの所有者・管理者に対して、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置及び設置済みエレベーターへのマークの表示を働きかけるなど一層の安全性の確保を図ること。

一般の利用者にとって戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうかを容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。



戸開走行保護装置

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれること防止する装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第1号)。



地震時管制運転装置

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第2号)。